

公益財団法人世界こども財団 専門委員会 支援対象選定基準

（目的）

第1条 本基準は、公益財団法人世界こども財団（以下「当財団」という。）が実施する公益目的事業において、支援対象となる事業・プログラム・個人または団体を適正かつ公正に選定するため、専門委員会が用いる判断基準を定めるものである。

（対象事業の区分）

第2条 支援対象は、次のいずれかの公益目的事業に該当するものであること。

- I. 被災地の子どもたちや青少年への支援事業
- II. 子どもたちや青少年の教育・保健衛生・医療環境の向上のための支援事業
- III. 子どもたちや青少年の国際相互理解の促進と健全な育成のための支援事業
- IV. 子どもたちや青少年の自立支援事業

（公益性に関する基準）

第3条 公益性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 当財団の公益目的事業の趣旨および目的に合致し、その実現に資するものであること
2. 社会的課題の解決、青少年の健全育成、国際相互理解の促進等、公益的意義が明確であること
3. 事業の実施により、特定の個人または団体の利益に偏ることなく、公共の利益に資するものであること
4. 政府、地方自治体、公的機関、国際機関等の要請または協力との関係性が合理的に説明可能であること

（公平性および透明性に関する基準）

第4条 公平性および透明性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 支援対象者の選定または募集の方法が、公平かつ透明に設計されていること
2. 関係機関との協議等により、選考基準および手続きが明確化されていること
3. 面談、書類審査等による候補者確認が、適正な方法で行われる体制が整っていること

（企画内容の妥当性に関する基準）

第5条 企画内容の妥当性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 対象者の属性、年齢、目的等に応じた適切なプログラム内容が設計されていること
2. 教育、文化、スポーツ等、当該分野における専門性または実績を有する者が関与してい

ること

3. 一方的な支援にとどまらず、双方向的な交流や学びを促す内容であること
4. 現地の要望、社会的・文化的背景等を踏まえ、柔軟な調整が可能な内容であること

(実施体制に関する基準)

第 6 条 実施体制に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 行政機関、教育機関、スポーツ団体、関連法人等との連携が見込まれること
2. 協働機関が必要な専門的知見および経験を有し、役割分担が明確であること
3. 必要に応じ、覚書、協定等による正式な連携体制が整備されていること

(実現可能性に関する基準)

第 7 条 実現可能性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 支援対象および地域の状況、ニーズについて十分な調査またはヒアリングが行われていること
2. 現地担当者または関係者との連携体制が整っていること
3. 実施場所、施設、環境等に重大な物理的・地理的障害がないこと
4. 期間、スケジュール、実施頻度等が具体的かつ現実的であること
5. 必要な人材の確保および派遣体制が見通せること
6. 見積取得等により、費用計画が合理的かつ明確であること

(安全性および適正性に関する基準)

第 8 条 安全性および適正性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 資金管理および送金方法が安全かつ適正に設計されていること
(特に、マネーロンダリングやテロ資金供与防止の観点から適切な対策が講じられていること)
2. 関係法令、入国管理、契約手続き等に適切に対応していること
3. 対象地域における安全管理およびリスク回避策が講じられていること

(効果・波及性・持続性に関する基準)

第 9 条 効果・波及性・持続性に関する基準として、支援対象となる事業は、次に掲げる事項について総合的に判断されるものとする。

1. 活動の進捗および成果を定期的に報告・共有し、改善につなげる体制を有すること
2. 成果を関係機関または社会に広く共有する仕組みを備えていること

3. 対象者および地域社会への教育的・文化的・社会的な波及効果が見込まれること
4. 単発的な支援にとどまらず、継続的な教育的・社会的・文化的効果が期待できること

(選定方法)

第 10 条 専門委員会による支援対象の選定は、個別の事案ごとに、本基準に照らして総合的に行うものとする。

1. 専門委員会は、本基準に基づき支援対象の適否を審査する。
2. 審査にあたっては、別に定める支援対象選定チェックリストを用いて確認を行うものとする。
3. 最終的な判断は、専門委員会の総合的な評価に基づき行う。
4. 委員会の審議結果は、委員長がとりまとめ、理事会に上申するものとする。理事会は、その審議結果に基づき最終決議を行う。

(附則)

1. 本基準は、令和 8 年 4 月 17 日から施行する。